

第24回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年4月28日（月）午後4時00分から午後4時15分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員（16人）

会長職務代理者	1 番	青	山	眞	士
	2 番	古	熊	健	一
	3 番	高	橋	毅	典
	4 番	佐々木	彦	治	
	5 番	目	黒	一	雄
	6 番	泉		和	浩
	7 番	佐々木	章	史	
	8 番	狩	野	菊	恵
	9 番	高	野	秀	則
	10番	藤	田		靖
	11番	石	田	秀	人
	12番	岸	本	辰	彦
	13番	山	田	裕	一
	14番	佐々木			靖
	15番	湯	浅	浩	道
	16番	秋	吉	稔	之
- 4 欠席委員（0人）
- 5 農業委員会事務局職員

事務局長	山	崎	一	
事務局次長	浦	島	卓	
事務局農地係長	作	山	温	史
事務局総務係主査	春	田	秀	彦
事務局農地係主任	村	上		諒
- 6 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第5	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 16 名、定足数に達していますので、第 24 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、5 番 目黒委員 6 番 泉委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、諸般の報告について事務局から報告します。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 3 月 31 日、4 月 1 日農業委員会辞令交付式を行いまして、秋吉会長が出席しました。4 月 18 日石狩地方農業委員会連合会の総会が札幌で行われ、秋吉会長が出席しました。4 月 21 日当別・レクサンド都市交流協会役員会が商工会館で開催され秋吉会長が出席しました。以上です。
議長	日程第 4、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありました、1 件は、相続による所有権移転があり、農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第 1 号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第 1 号は承認することに決定しました。
議長	日程第 5、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明します。

事務局	報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました１件は、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第２号は、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第２号は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第６、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明します。番号１番、２番は規模拡大のため、所有権の移転、賃貸借の設定をするものであります。この２件について、議案資料の「農地法第３条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第１号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第１号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第７、議案第２号「農地中間管理事業の促進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	議案第２号「農地中間管理事業の促進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について」ご説明します。 農地中間管理事業の促進に関する法律第１８条第１１項の規定により、北海道農業公社へ促進計画のとおり権利の設定を要請してよろしいか、当委員会の決定を求められているものです。今回の計画案は、番号１番から５番は、農地所有者から公社へ賃貸借の設定をするものです。６番から１０番は公社から耕作者へ賃貸借の設定をするものです。農地は番号１番から５番の農地です。１番から１０番までは、

	相手方の番号を備考欄に記載していますので、ご確認ください。１１番から１７番は、農地保有合理化事業により５年間の貸付期間が終了しましたので、売買となるものであります。１８番は、農地所有者が売買のため公社へ所有権の設定をするものです。 計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので。番号１番から９番まで、の質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号１番から９番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１番から９番は原案のとおり決定しました。 番号１０番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限がありますので、該当委員は退出願います。 休憩します。 休憩（泉委員退席）
議長	再開します。 番号１０番の質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号１０番は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１０番は原案のとおり決定しました。 休憩します。 休憩（泉委員復席）
議長	再開します。 番号１１番から１８番まで、の質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）

議長	質疑なしと認め、番号１１番から１８番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１１番から１８番は原案のとおり決定しました。
議長	おはかりします。公社が要請のとおり決定し、認可申請をした場合は、再度農業委員会の総会にかけずに、即日公告を行ってもよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、そのように決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第２４回当別町農業委員会総会を閉会します。